

令和8年度 町民税・県民税申告書の手引

申告期間は2月16日から3月16日までです

◎申告をしていただく人

住民基本台帳に記載されているか否かを問わず、令和8年1月1日現在、宝達志水町に生活の本拠地がある人で、令和7年1月から12月までの間に次のような所得のあった人や所得控除を受けようとする人

- 1 営業等、農業、配当、地代、家賃などの所得のあった人
- 2 大工、左官、内職などで賃金のあった人
- 3 給与所得者（パート・アルバイトを含む）で、勤務先から宝達志水町役場に給与支払報告書が提出されていない人
- 4 給与所得者で令和7年中に退職したり、中途就職などをした人
- 5 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料（平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料を含む）控除、寡婦、ひとり親控除、扶養親族の控除などを受けようとする人
- 6 公的年金等の所得のみの人で扶養控除や所得控除を受けようとする人
- 7 昨年所得がなく被扶養者にもなっていない人
- 8 給与所得以外の所得がある人（ただし、給与所得以外の所得が20万円を超える場合には、確定申告になります。）

◎申告をしなくてもよい人

- 1 所得税の確定申告書を提出した人
- 2 給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出される人

◎申告に必要なもの（領収書や証明書などは令和7年中のもの）

- 1 個人番号カード（マイナンバーカード）又は、通知カード（詳細は、個人番号の記入についてをご覧ください）
- 2 給与所得者は源泉徴収票又は支払者の証明書
- 3 事業（営業等・農業）所得者及び不動産所得者は収支内訳書（収入及び必要経費を計算できる書類）
- 4 国民年金保険料控除証明書、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、その他の社会保険料の支払金額の分かる書類
- 5 生命保険料、地震保険料（平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料を含む）の控除証明書
- 6 医療費控除、雑損控除を受けようとする人は、医療費控除の明細書、雑損額を証明できる書類
- 7 障害者控除を受けようとする人は、障害者控除対象者認定書、知的障害者の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳など証明できる書類

■個人番号の記入について

平成29年度の申告から、個人番号の記載が必要となっています。個人番号を確認するため通知カードや個人番号カードの提示が必要です。（通知カードの場合は、運転免許証又は官公署発行の写真付きの書類等の提示又は写しの添付が必要です。）

代理人による申告の場合は、代理人の通知カードや個人番号カードの提示も必要になります。（通知カードの場合は、運転免許証又は官公署発行の写真付きの書類等の提示又は写しの添付が必要です。）

申告書表面

1 住所、氏名などを記入する

住所、氏名、生年月日、電話番号等を必ず記入してください。

「1月1日現在の住所」欄には、令和8年1月1日の住所が現住所と異なる場合に記入してください。

2 収入金額等、所得金額を計算する（所得金額＝令和7年中の収入金額－必要経費）

（各種類のカタカナ／丸数字は、申告書に対応しています。）

種類	内	容
営業等ア/①	卸売業、小売業、製造業、建設業、飲食業、サービス業、弁護士、外交員、大工などによる所得。	
農業イ/②	米、麦、野菜、花、果樹などの生産や栽培などによる所得。	
不動産ウ/③	不動産（地代、家賃、駐車場）の貸付、土地や家屋の権利金などによる所得。	
上記①～③のいずれかの所得がある人は申告書裏面「7事業・不動産所得に関する事項」に記入してください。		
利子エ/④	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配などによる所得。	
配当オ/⑤	株式や出資金などの配当、剰余金の分配、証券投資信託の収益の分配などによる所得。 申告書裏面「8配当所得に関する事項」に記入してください。	
給与カ/⑥	給料、賃金、賞与などによる所得。 ※給与収入金額とは、手取額ではなく社会保険料、源泉徴収税額などを差し引く前の金額です。 ※勤務先から交付された源泉徴収票が必要です。源泉徴収票のない人は、申告書裏面「6給与所得の内訳」に記入してください。	給与所得の速算表
		Ⓐ給与等の収入金額の合計額
		～650,999円
		651,000～1,899,999円
		1,900,000～3,599,999円
		3,600,000～6,599,999円

給与カ/⑥	Ⓐ給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	
		0円	Ⓐ-650,000円
651,000～1,899,999円	$A \div 4 \cdots B$ (千円未満切り捨て)	$A \times 4 \times 0.7 - 80,000\text{円}$	
			$B \times 4 \times 0.8 - 440,000\text{円}$
6,600,000～8,499,999円	$A \times 0.9 - 1,100,000\text{円}$		
8,500,000～20,000,000円	$A - 1,950,000\text{円}$		

種類	内 容			
公的年金 (厚生年金・国民年金・共済年金・各種年金基金・恩給等) などによる所得。 公的年金等に係る雑所得の速算表				
年齢区分		公的年金等の 収入金額の合計④		公的年金等雑所得の金額
65歳未満		1,000万円以下の場合	1,000万円超2,000万円以下の場合	2,000万円超の場合
65歳以上		~1,299,999円	④- 600,000円	④- 500,000円
65歳未満		1,300,000~4,099,999円	④×0.75- 275,000円	④×0.75- 175,000円
65歳以上		4,100,000~7,699,999円	④×0.85- 685,000円	④×0.85- 585,000円
65歳未満		7,700,000~9,999,999円	④×0.95- 1,455,000円	④×0.95- 1,355,000円
65歳以上		10,000,000円~	④- 1,955,000円	④- 1,855,000円
65歳未満		~3,299,999円	④- 1,100,000円	④- 1,000,000円
65歳以上		3,300,000~4,099,999円	④×0.75- 275,000円	④×0.75- 175,000円
65歳未満		4,100,000~7,699,999円	④×0.85- 685,000円	④×0.85- 585,000円
65歳以上		7,700,000~9,999,999円	④×0.95- 1,455,000円	④×0.95- 1,355,000円
65歳未満		10,000,000円~	④- 1,955,000円	④- 1,855,000円
65歳以上				④- 1,755,000円
業務に係るもの 副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的な所得。シルバー人材センター配分金など。				
その他 (公的年金・恩給以外) 生命保険契約等の年金 (個人年金)、原稿料、講演料など、他の所得にあてはまらない所得。 申告書裏面「9雑所得 (公的年金等以外)」に関する事項」に記入してください。				
総合譲渡・一時 コ, サ, シ/⑧	総合譲渡……機械、船舶、車両、ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得。 一時……懸賞の賞金、競馬、競輪の払戻金、生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金などによる所得。 特別控除額は原則として50万円です。 申告書裏面「10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。			

3 所得から差し引かれる金額 (所得控除) を計算する

種類	内 容																																																											
社会保険料控除⑩	令和7年中にあなたや生計を一にする親族が負担することになっているもので、あなたが納めた保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険等の保険料等)の合計金額。																																																											
小規模企業共済等掛金控除⑪	令和7年中に支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除きます)、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金加入者掛金の合計額。																																																											
生命保険料控除⑫		令和7年中にあなたやあなたの親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った保険料や一定の要件にあてはまる個人年金保険の支払った保険料。 生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料控除額計算表																																																										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>旧生命保険料</th> <th>旧個人年金保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払った保険料の金額</td> <td>① 円</td> <td>② 円</td> </tr> <tr> <td>①または②の金額が15,000円以下の場合</td> <td>①の金額 円</td> <td>②の金額 円</td> </tr> <tr> <td>①または②の金額が15,000円を超えて40,000円以下の場合</td> <td>①×1/2 + 7,500円 円</td> <td>②×1/2 + 7,500円 円</td> </tr> <tr> <td>①または②の金額が40,000円を超えて70,000円以下の場合</td> <td>①×1/4 + 17,500円 円</td> <td>②×1/4 + 17,500円 円</td> </tr> <tr> <td>①または②の金額が70,000円を超える場合</td> <td>35,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>支払った保険料の区分</td> <td>新生命保険料</td> <td>新個人年金保険料</td> </tr> <tr> <td>支払った保険料の金額</td> <td>③ 円</td> <td>④ 円</td> </tr> <tr> <td>③④及び⑤の金額が12,000円以下の場合</td> <td>③の金額 円</td> <td>④の金額 円</td> </tr> <tr> <td>③④及び⑤の金額が12,000円を超えて32,000円以下の場合</td> <td>③×1/2 + 6,000円 円</td> <td>④×1/2 + 6,000円 円</td> </tr> <tr> <td>③④及び⑤の金額が32,000円を超えて56,000円以下の場合</td> <td>③×1/4 + 14,000円 円</td> <td>④×1/4 + 14,000円 円</td> </tr> <tr> <td>③④及び⑤の金額が56,000円を超える場合</td> <td>28,000円</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>生命保険料控除額</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>①の金額</td> <td>最高限度額(35,000円)</td> <td>②の金額</td> <td>最高限度額(35,000円)</td> </tr> <tr> <td>① + ②の金額</td> <td>最高限度額(28,000円)</td> <td>② + ③の金額</td> <td>最高限度額(28,000円)</td> </tr> <tr> <td>①と②のいずれか大きい金額</td> <td>① 円</td> <td>②と③のいずれか大きい金額</td> <td>② 円</td> </tr> <tr> <td>① + ② + ③</td> <td>(最高限度額 70,000円)</td> <td>②の金額</td> <td>③ 円</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			支払った保険料の区分	旧生命保険料	旧個人年金保険料	支払った保険料の金額	① 円	② 円	①または②の金額が15,000円以下の場合	①の金額 円	②の金額 円	①または②の金額が15,000円を超えて40,000円以下の場合	①×1/2 + 7,500円 円	②×1/2 + 7,500円 円	①または②の金額が40,000円を超えて70,000円以下の場合	①×1/4 + 17,500円 円	②×1/4 + 17,500円 円	①または②の金額が70,000円を超える場合	35,000円	35,000円	支払った保険料の区分	新生命保険料	新個人年金保険料	支払った保険料の金額	③ 円	④ 円	③④及び⑤の金額が12,000円以下の場合	③の金額 円	④の金額 円	③④及び⑤の金額が12,000円を超えて32,000円以下の場合	③×1/2 + 6,000円 円	④×1/2 + 6,000円 円	③④及び⑤の金額が32,000円を超えて56,000円以下の場合	③×1/4 + 14,000円 円	④×1/4 + 14,000円 円	③④及び⑤の金額が56,000円を超える場合	28,000円	28,000円	生命保険料控除額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>①の金額</td> <td>最高限度額(35,000円)</td> <td>②の金額</td> <td>最高限度額(35,000円)</td> </tr> <tr> <td>① + ②の金額</td> <td>最高限度額(28,000円)</td> <td>② + ③の金額</td> <td>最高限度額(28,000円)</td> </tr> <tr> <td>①と②のいずれか大きい金額</td> <td>① 円</td> <td>②と③のいずれか大きい金額</td> <td>② 円</td> </tr> <tr> <td>① + ② + ③</td> <td>(最高限度額 70,000円)</td> <td>②の金額</td> <td>③ 円</td> </tr> </table>	①の金額	最高限度額(35,000円)	②の金額	最高限度額(35,000円)	① + ②の金額	最高限度額(28,000円)	② + ③の金額	最高限度額(28,000円)	①と②のいずれか大きい金額	① 円	②と③のいずれか大きい金額	② 円	① + ② + ③	(最高限度額 70,000円)	②の金額	③ 円		
支払った保険料の区分	旧生命保険料	旧個人年金保険料																																																										
支払った保険料の金額	① 円	② 円																																																										
①または②の金額が15,000円以下の場合	①の金額 円	②の金額 円																																																										
①または②の金額が15,000円を超えて40,000円以下の場合	①×1/2 + 7,500円 円	②×1/2 + 7,500円 円																																																										
①または②の金額が40,000円を超えて70,000円以下の場合	①×1/4 + 17,500円 円	②×1/4 + 17,500円 円																																																										
①または②の金額が70,000円を超える場合	35,000円	35,000円																																																										
支払った保険料の区分	新生命保険料	新個人年金保険料																																																										
支払った保険料の金額	③ 円	④ 円																																																										
③④及び⑤の金額が12,000円以下の場合	③の金額 円	④の金額 円																																																										
③④及び⑤の金額が12,000円を超えて32,000円以下の場合	③×1/2 + 6,000円 円	④×1/2 + 6,000円 円																																																										
③④及び⑤の金額が32,000円を超えて56,000円以下の場合	③×1/4 + 14,000円 円	④×1/4 + 14,000円 円																																																										
③④及び⑤の金額が56,000円を超える場合	28,000円	28,000円																																																										
生命保険料控除額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>①の金額</td> <td>最高限度額(35,000円)</td> <td>②の金額</td> <td>最高限度額(35,000円)</td> </tr> <tr> <td>① + ②の金額</td> <td>最高限度額(28,000円)</td> <td>② + ③の金額</td> <td>最高限度額(28,000円)</td> </tr> <tr> <td>①と②のいずれか大きい金額</td> <td>① 円</td> <td>②と③のいずれか大きい金額</td> <td>② 円</td> </tr> <tr> <td>① + ② + ③</td> <td>(最高限度額 70,000円)</td> <td>②の金額</td> <td>③ 円</td> </tr> </table>	①の金額	最高限度額(35,000円)	②の金額	最高限度額(35,000円)	① + ②の金額	最高限度額(28,000円)	② + ③の金額	最高限度額(28,000円)	①と②のいずれか大きい金額	① 円	②と③のいずれか大きい金額	② 円	① + ② + ③	(最高限度額 70,000円)	②の金額	③ 円																																											
①の金額	最高限度額(35,000円)	②の金額	最高限度額(35,000円)																																																									
① + ②の金額	最高限度額(28,000円)	② + ③の金額	最高限度額(28,000円)																																																									
①と②のいずれか大きい金額	① 円	②と③のいずれか大きい金額	② 円																																																									
① + ② + ③	(最高限度額 70,000円)	②の金額	③ 円																																																									
地震保険料控除⑬		令和7年中にあなたが支払った損害保険契約等について地震等損害部分の保険料。 ※旧長期損害保険料については、保険期間10年以上の満期返戻金があり、平成18年12月31日までに契約締結した長期損害保険料のもの。 地震保険料控除額計算表																																																										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>地震保険契約</th> <th>支払った保険料の区分</th> <th>旧長期損害保険契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払った保険料の金額</td> <td>① 円</td> <td>支払った保険料の金額</td> <td>② 円</td> </tr> <tr> <td>①の金額が50,000円以下の場合</td> <td>①×1/2 円</td> <td>②の金額が5,000円以下の場合</td> <td>②の金額 円</td> </tr> <tr> <td>①の金額が50,000円を超える場合</td> <td>25,000</td> <td>②の金額が5,000円を超える場合</td> <td>②の金額×1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>地震保険料控除額</td> <td>④ + ⑤</td> <td>②の金額が15,000円を超える場合</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(最高限度額 25,000円)</td> </tr> </tbody> </table>			支払った保険料の区分	地震保険契約	支払った保険料の区分	旧長期損害保険契約	支払った保険料の金額	① 円	支払った保険料の金額	② 円	①の金額が50,000円以下の場合	①×1/2 円	②の金額が5,000円以下の場合	②の金額 円	①の金額が50,000円を超える場合	25,000	②の金額が5,000円を超える場合	②の金額×1/2 + 2,500円	地震保険料控除額	④ + ⑤	②の金額が15,000円を超える場合	10,000円				(最高限度額 25,000円)																																
支払った保険料の区分	地震保険契約	支払った保険料の区分	旧長期損害保険契約																																																									
支払った保険料の金額	① 円	支払った保険料の金額	② 円																																																									
①の金額が50,000円以下の場合	①×1/2 円	②の金額が5,000円以下の場合	②の金額 円																																																									
①の金額が50,000円を超える場合	25,000	②の金額が5,000円を超える場合	②の金額×1/2 + 2,500円																																																									
地震保険料控除額	④ + ⑤	②の金額が15,000円を超える場合	10,000円																																																									
			(最高限度額 25,000円)																																																									
寡婦控除⑭	①、②のいずれかに該当する人。 ①夫と離婚してから婚姻していない人で、子以外の扶養親族があり、かつ令和7年中の合計所得金額が500万円以下の人。 ②夫と死別してから婚姻していない人や夫の生死が不明な人で、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の人。 控除額=260,000円																																																											

種類	内 容																																								
ひとり親控除⑯	性別問わず、未婚または死別・離婚してから婚姻していない人や配偶者の生死が不明の人で、生計を一にする令和7年中の総所得金額等の合計が58万円以下の子があり、かつ令和7年中の合計所得金額が500万円以下の人。 控除額=300,000円																																								
勤労学生控除⑯	大学や高校などの学生や生徒で、令和7年中の合計所得金額が85万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人。 控除額=260,000円																																								
障害者控除⑰	<p>あなたやあなたの同一生計配偶者又は扶養親族が障害者や特別障害者の人。 ※16歳未満の扶養親族にも適用されます。 ※この控除を受ける場合は、障害者手帳等が必要です。</p> <p>○障害者 令和7年12月31日（年の中途中で死亡した人は、その死亡の日）現在、次のいずれかに該当する障害がある人 ・身体障害者手帳 3～6級 ・療養手帳B ・精神障害者保健福祉手帳 2または3級 ・65歳以上の人で、障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村の認定を受けている人 など</p> <p>控除額=260,000円</p> <p>○特別障害者 次のような特に重度の障害がある人 ・身体障害者保健手帳 1級または2級 ・療育手帳A ・精神障害者福祉手帳 1級 ・65歳以上の人で、障害の程度が特別障害者に準ずるものとして市町村の認定を受けている人 など</p> <p>控除額=300,000円</p> <p>○同居特別障害者（特別障害者が同居の場合） 控除額=530,000円</p>																																								
配偶者控除⑱	<p>令和7年12月31日（年の中途中で死亡した人は、その死亡の日）現在、あなたと生計を一にする配偶者で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の人。 ※内縁の妻は該当しません。 ※青色事業専従者及び白色事業専従者は該当しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th><th colspan="3">控除額</th></tr> <tr> <th></th><th>※1</th><th>※2</th><th>※3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70歳未満</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr> </tbody> </table>	年齢区分	控除額				※1	※2	※3	70歳未満	33万円	22万円	11万円	70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円																								
年齢区分	控除額																																								
	※1	※2	※3																																						
70歳未満	33万円	22万円	11万円																																						
70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円																																						
配偶者特別控除⑲	<p>あなたと生計を一にする配偶者で、令和7年中の合計所得金額が58万円を超え133万円以下の人。 ※この控除を受ける場合は配偶者の合計所得金額を記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">配偶者特別控除額</th></tr> <tr> <th></th><th>※1</th><th>※2</th><th>※3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超 100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 あなたの合計所得金額が900万円以下 ※2 あなたの合計所得金額が900万円超 950万円以下 ※3 あなたの合計所得金額が950万円超 1,000万円以下</p>	配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額				※1	※2	※3	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額																																								
	※1	※2	※3																																						
58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																						
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																						
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																						
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																						
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																						
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																						
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																						
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																						
扶養控除⑳	<p>令和7年12月31日（年の中途中で死亡した人は、その死亡の日）現在、あなたと生計を一にする親族で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の人。 ※青色事業従事者及び白色事業従事者は該当しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の控除対象扶養親族 (平成15年1月1日以前生まれ、平成19年1月2日～平成21年1月1日生まれ)</td><td>33万円</td></tr> <tr> <td>特定扶養親族（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）</td><td>45万円</td></tr> <tr> <td>老人扶養親族（昭和31年1月1日以前生まれ）</td><td>38万円</td></tr> <tr> <td>同居老親等扶養親族（昭和31年1月1日以前生まれ）</td><td>45万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※16歳未満の年少扶養親族は控除を受けられませんが、町民税・県民税の課税判定に必要ですので、控除対象外の扶養親族欄に記入してください。</p>	年齢区分	控除額	一般の控除対象扶養親族 (平成15年1月1日以前生まれ、平成19年1月2日～平成21年1月1日生まれ)	33万円	特定扶養親族（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）	45万円	老人扶養親族（昭和31年1月1日以前生まれ）	38万円	同居老親等扶養親族（昭和31年1月1日以前生まれ）	45万円																														
年齢区分	控除額																																								
一般の控除対象扶養親族 (平成15年1月1日以前生まれ、平成19年1月2日～平成21年1月1日生まれ)	33万円																																								
特定扶養親族（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）	45万円																																								
老人扶養親族（昭和31年1月1日以前生まれ）	38万円																																								
同居老親等扶養親族（昭和31年1月1日以前生まれ）	45万円																																								
大学生年代の子等に関する特別控除㉑	生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、最大で45万円の控除を受けることができます。																																								
基礎控除㉒	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr> <tr> <td>2,500万円超</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円																														
合計所得金額	控除額																																								
2,400万円以下	43万円																																								
2,400万円超2,450万円以下	29万円																																								
2,450万円超2,500万円以下	15万円																																								
2,500万円超	0円																																								
雑損控除㉓	令和7年中に災害、盜難などにより住宅や家財などに損失を受けたとき。 (①か②の多い) ① (損失の金額-保険等により補てんされた金額)-(総所得金額等の合計額×10%) (ほうの金額) ② (災害関連支出の金額-保険等により補てんされた金額)-5万円																																								
医療費控除㉔	令和7年中にあなたや生計を一にする親族のために支払った①医療費か②特定一般用医薬品等購入費が次の計算式で求めた額を超えるとき。(①と②の併用は出来ません) ①支払った医療費-保険等による補てん金-10万円又は所得金額の5% (どちらか少ない額)=控除額(最高200万円) ②支払った特定一般用医薬品等購入費-保険等による補てん金-1万2千円=控除額(最高8万8千円)																																								

4 税額控除について記入する

11 専業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする親族（15歳以上）で、事業専従者がいる場合に、その人の氏名、続柄、専従者給与（控除）額などを記入してください。なお、白色申告の場合は、事業専従者1人につき、次の①か②のいずれか少ない方の金額を記入してください。

①860,000円（配偶者以外の場合は500,000円）

②（事業専従者控除額を差し引く前の所得金額）÷（事業専従者の数+1）

14 寄附金に関する事項

あなたが令和7年中に次の団体に対して行った寄附の合計額が2,000円を超える場合に記入してください。

・都道府県・市区町村（ふるさと納税）・石川県共同募金会

・日本赤十字石川県支部・石川県または宝達志水町が条例で指定した団体等

※この控除を受ける場合は、寄附金の金額などの証明書が必要です。

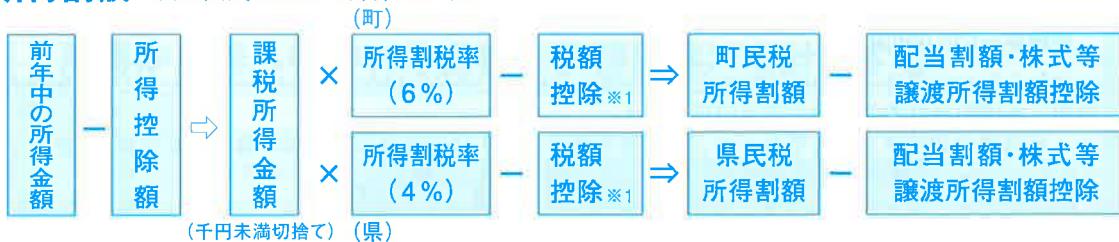
町民税・県民税の計算方法・税率

町民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。前年の所得に対して課税されます。

○均等割額

町民税 3,000円 県民税 1,500円（いしかわ森林環境税500円を含みます。）

○所得割額 次の図式によって計算します。



森林環境税（国税）について

○森林環境税 1,000円 ※個人町民税・県民税とあわせて賦課徴収されます。

森林環境税は、令和7年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。

個人住民税均等割の枠組みを用いて、町が賦課徴収します。

税額控除について（上の図式 ※1）

課税所得金額に税率を乗じて算出した所得税額から、次の金額を控除します。

■配当控除

課税控除率

課税所得金額	町民税	県民税
1,000万円以下	1.6%	1.2%
1,000万円を超える場合	0.8%	0.6%
その超える部分		

（配当控除額＝配当所得金額×税額控除率）

私募証券投資信託等の場合は率が異なります。

■調整控除

税源移譲によって生じる所得税と町民税・県民税の人的控除の差額に基づく負担増を調整するため、下記の計算式で計算された金額が町民税・県民税の所得割から控除されます。ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外とします。

控除額の計算

（1）課税所得金額200万円以下の場合

次の①か②のいずれか少ない金額の5%（町民税3%、県民税2%）

①人的控除の差額の合計 ②町民税・県民税の課税所得金額

（2）課税所得金額200万円超えの場合

〔人的控除額の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)〕

× 5% 町民税3%、県民税2%

※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

■寄附金控除

控除額の計算

①基本控除額〔寄附金 - 2千円〕×10%（町民税6%、県民税4%）

※寄附先が都道府県・市区町村の場合は、②特別控除額を加算

②特別控除額〔寄附金 - 2千円〕×〔90% - 所得税の限界税率（0～45%）×1.021〕×特例控除割合（町民税3/5、県民税2/5）

※町民税・県民税所得割額の2割が上限。

■住宅借入金等特別控除

平成21年から令和7年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、町民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除が受けられます。

年末調整や所得税の確定申告で控除の申告をされた方は、町民税・県民税についても控除が受けられるため、別途町民税・県民税の申告はありません。

16 所得金額調整控除に関する事項

あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、①～③のいずれかに該当する人。

①本人が特別障害者である場合。

②23歳未満の扶養親族がいる場合。

③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合。

町民税・県民税の申告に関するお問い合わせは

宝達志水町税務住民課 〒929-1492 石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1 TEL 0767-29-8150